

最高裁判所(第三小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税更正処分等取消請求上告受理申
立事件

国側当事者・国

平成21年5月26日不受理・確定

(第一審・大阪地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、同第●●号、平成20年2月15日判
決、本資料258号-36・順号10894)

(控訴審・大阪高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成20年12月19日判決、本資料
258号-251・順号11109)

決 定

申立人	甲
同訴訟代理人弁護士	関戸 一考ほか
相手方	国
同代表者法務大臣	森 英介
同指定代理人	宗野 有美子

主 文

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められな
い。

平成21年5月26日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 田原 睦夫

裁判官 藤田 宙靖

裁判官 堀籠 幸男

裁判官 那須 弘平

裁判官 近藤 崇晴